

事 務 連 絡
令和2年4月22日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
の変更を受けた所管事業者等に対する要請について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

4月16日に開催されました第29回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

これを踏まえ、国土交通省より、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを避けるよう、協力依頼がありました。

また、既に在宅勤務（テレワーク）についても取組みを進めて頂いていることと存じますが、更なる取組みについて、あわせて協力依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いたします。

以 上